

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、内部統制、リスクマネジメント及び各機関の機能強化を推進し、より効率的な経営を追求することを重要課題としております。また、経営の公正性と透明性を高めるべく、IR活動として制度的な情報開示はもとより、ホームページによるIR情報の充実等に積極的に取り組んでおります。コンプライアンス(法令遵守)に関しましては、全社員に徹底すべく意識の高揚を行い、企業倫理の実践強化を図っております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ツカダ興産	799,562	17.43
東田 勝	436,020	9.50
東田 俊夫	136,511	2.98
株式会社三井住友銀行	80,000	1.74
堀出 則男	74,000	1.61
株式会社百十四銀行	72,000	1.57
平井 常雄	63,900	1.39
ミヤコ社員持株会	62,358	1.36
東田 寿美枝	60,420	1.32
東田 道代	60,000	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	金属製品
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
菊山 勝久	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菊山 勝久		公認会計士	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正に会社が社会において果たすべき役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するなどの観点から、経営の客観性や中立性の重視が選任の理由であります。また、当社とは独立性を有しており、一般株主の利益を害する恐れが無いものと判断し、独立役員の指定をしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

法令で定められた開示手続きに関する連携に加え、必要に応じ会計監査の状況および情報を交換しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
木下 威英	弁護士														
田野瀬 博	公認会計士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木下 威英	弁護士		経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正に会社が社会において果たすべき役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するなどの観点から、経営の客観性や中立性の重視が選任の理由であります。
田野瀬 博	公認会計士		経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正に会社が社会において果たすべき役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するなどの観点から、経営の客観性や中立性の重視が選任の理由であります。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度、ストックオプション制度等、インセンティブ付与についての考えは、その制度面や適正性を客観的にかつ公正に評価することは難しいとの考えです。その意味から、当社の体制において極めて困難と思われるため実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に社内・社外別に総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で決議された範囲内で支給する旨を定款にて定めております。取締役の報酬限度額は、平成6年6月27日開催の第44期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議しております。  
監査役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第52期定時株主総会において年額10,000千円以内と決議しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役(監査役)間はもとより、管理部及び内部監査室によるサポート体制を構築しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況  
取締役会は、取締役4名で構成されており、法令及び定款に定められた事項のほか経営の意思決定について、定例の開催に加え緊急を要する重要事項が発生した場合には、臨時取締役会を適宜開催することとしております。また、単なる意思決定機関としてではなく各取締役相互の業務執行状況を監督する機関と位置付けております。  
監査機能につきましては、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役会への出席と監査役会を定期的に開催し、取締役等からその職務の業務執行状況の聴取を行っております。  
会計監査人は、ひびき監査法人を選任して監査契約を結んでおります。当社は、正しい会計情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。なお、業務を執行する公認会計士の氏名については次の通りです。  
ひびき監査法人  
業務執行社員 岡田博憲  
業務執行社員 田中郁生  
監査業務に係る補助者の構成は5名です。  
法律上の判断が必要な場合には、顧問弁護士と相談を行い、税務上の判断が必要な場合には、顧問税理士と相談を行い、判断の適法性を確保しております。
- 2) 会社と会社の社外監査役の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害關係の概要  
当社と社外監査役との人的關係、資本的關係等は一切ありません。
- 3) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間における実施状況  
上記1)のほか、月次の業績および問題点の把握、改善策の検討等を討議するため、経営推進委員会(取締役により構成)による会議を毎月1回開催しております。
- 4) 内部管理体制の整備・運用状況  
社長直轄の監査室を設置し、内部監査規程に則り毎年度計画的に内部監査を実施しております。  
監査室は、監査結果を速やかに社長に報告し、各部門に対して、改善点の指摘・勧告等を行い、諸業務の質や効率の改善を図っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIR情報のページを設け、IR資料を掲載しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	すべてのステークホルダーに対する当社の基本姿勢として「ミヤコ行動規範」を定めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制(以下、内部統制という)を整備する。

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

倫理規程をはじめとする法令遵守体制に係る規程を整備し、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。また、その徹底を図るため、社員教育を行っております。これらの活動は、定期的に取り締役会および監査役会に報告されるものと、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、監査役を窓口とした内部通報制度を設置・運営いたしております。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存しております。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配付等を行うものとし、全社対応は管理部が行うものとしております。新たに生じたりリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

- (1) 職務権限規程・意思決定ルール の策定
- (2) 取締役を構成員とする経営推進会議の設置
- (3) 取締役会による中期経営計画の策定とITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- (4) 経営推進会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

#### 5. 会社における業務の適性を確保するための体制

取締役会は、取締役4名で構成されており、法令および定款に定められた事項のほか経営の意思決定について、定例の開催に加え、緊急を要する重要事項が発生した場合には、臨時取締役会を適宜開催することとしております。

また、単なる意思決定機関としてではなく各取締役相互の業務執行状況を監督する機関と位置付けております。

監査機能につきましては、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役会への出席と監査役会を定期的開催し、取締役等からその職務の業務執行状況の聴取を行っております。また、社長直轄の監査室を設置し、内部監査規程に則り毎年度計画的に内部監査を実施しております。監査室は、監査結果を速やかに社長に報告し、各部門に対して、改善点の指摘・勧告等を行い、諸業務の質や効率の改善を図っております。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の

取締役からの独立性に関する事項

監査役は、職員に監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役の指揮命令をうけないものとしております。

#### 7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役会に対して、法定事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告することとしております。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、必要に応じて外部専門機関(顧問弁護士、警察等)と連携のうえ毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

#### 2. 体制の整備状況

当社は、「行動規範」を定め、反社会的勢力・団体との関係の遮断を明文化することで、全社員に対し会社の意思を表明するとともに、倫理規程等の周知を目的とした定期的な研修会を実施するなど、全社レベルでの浸透を図っております。



## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、内部統制、リスクマネジメントおよび各機関の機能強化を推進し、より効率的な経営を追求することを重要課題としております。また、経営の公正性と透明性を高めるべく、IR活動として制度的な情報開示はもとより、ホームページによるIR情報の充実等に積極的に取り組んでおります。コンプライアンス(法令遵守)に関しましては、全社員に徹底すべく意識の高揚を行い、企業倫理の実践強化を図っております。

コーポレートガバナンス体制の模式図

